

環境大臣

望 月 義 夫 様

要 望 書

平成 2 6 年 1 2 月 1 日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

放射性物質による健康への影響に対する不安から、事故後3年8か月を経過した現在でもなお、多くの市民、特に子育て世帯が市外へ避難をしている状況です。このため、市では、市民が安心して生活できる環境を取り戻すため、除染を復興の基礎となる主要事業と位置付けて推進しているところです。

除染を進めるためには、除染に伴い発生する除去土壌等を、中間貯蔵施設へ搬出するまでの間、一時的に保管しておく仮置場の設置が必要不可欠となっております。本市では、汚染状況重点調査地域内に24か所の仮置場を設置したところであり、さらに今後10か所程度の仮置場を設置しなければならない状況です。

仮置場の設置にあたっては、市民の理解をすすめるため、仮置場の安全管理の徹底はもとより、仮置場の視察や仮置場の放射線量等の状況を掲載した月報の発行などに取り組んでいるところです。しかし、中間貯蔵施設への搬出の遅れなども相まって、住民の仮置場設置に伴う放射線量の上昇に対する不安が解消されない状況です。このような中、仮置場設置地域の市民からは、常時空間線量率を確認できるモニタリングポストの設置を強く要望されており、また、これが仮置場設置の条件ともなっています。

除染を推進するにあたっては、市民の要望に対応しながら、仮置場に対する不安を解消することが必要不可欠となりますので、下記について措置されますよう切に要望いたします。

## 記

- 1．除染特別地域に設置する仮置場にモニタリングポストを設置すること
- 2．汚染状況重点調査地域内の仮置場にモニタリングポストを設置することについて、財政措置を講じること

以上